

藤田観光グループ・メンバーズカード WAON 特約

第1条（藤田観光グループ・メンバーズカード WAON）

「藤田観光グループ・メンバーズカード WAON」（以下、「本カード」という）は、イオン株式会社が管理・運営する電子マネー「WAON」の機能、および藤田観光株式会社（以下、「藤田観光」という）が管理・運営する「藤田観光グループ・メンバーズカード」の機能を搭載したカードのことをいいます。なお、本カードにおける WAON 発行者並びに WAON カード発行者はイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、「イオンフィナンシャル」という）とします。

第2条（特約および規約の適用）

「藤田観光グループ・メンバーズカード WAON 特約」（以下、「本特約」という）は、本カードに関する特約を規定するもので、本カードの会員（以下、「会員」という。）には、本特約のほか、WAON 利用約款および藤田観光グループ・メンバーズカード会員規約が適用されるものとします。なお、WAON 利用約款および藤田観光グループ・メンバーズカード会員規約と本特約の内容が抵触するときは、本特約が優先して適用されます。

第3条（入会基準）

会員とは、イオンフィナンシャル、藤田観光（以下、「2社」という）所定の入会方法により申込みし、2社に入会を認められた個人の方をいいます。

第4条（発行手数料）

会員は、本カードの申込に際し、本カードを受領する前に発行手数料（消費税含む。）を藤田観光に支払うものとし、発行手数料は理由のいかんを問わず返還いたしません。なお、発行手数料は藤田観光が代表して回収するものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 会員は、届出事項に変更が生じた場合、2社に対し、所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の手続きがないために、藤田観光および WAON 事業者からの通知等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなし、会員はこれに対し異議を述べることはできませんので、ご了承ください。

第6条（退会）

会員は、本カードを退会する場合、2社へその旨を届け出るものとします。会員は WAON 利用約款の規定に違反しない限り、WAON の残高が 0 になるまで当該カードをご利用いただくことができます。

第7条（紛失・盗難についての規定）

1. 会員が、紛失・盗難等により本カードの再発行を希望する場合、2社に所定の届出および再発行手続きを行うことで、2社が本カードを再発行します。なお、会員は、本カードの再発行に必要な手数料（消費税含む。）を藤田観光に支払うものとします。
2. 2社は、本カードの紛失・盗難時の損害については、一切責任を負いません。ただし、会員が本カードの紛失・盗難を次の通りに届け出た場合、一部のサービスを受けることができます。
 - ア) イオンフィナンシャルに届け出た場合
会員が本カードの紛失または盗難をイオンフィナンシャルに届け出た場合であって、イオンフィナンシャルが所定の利用停止措置を取ったときは、イオンフィナンシャル所定の方法により

再発行された本カードに利用停止措置完了時の WAON 残高のチャージを受けることができます。

イ) 藤田観光に届け出た場合

会員が本カードの紛失または盗難を藤田観光に届け出た場合であって、藤田観光が所定の利用停止措置を取ったときは、藤田観光所定の方法により再発行された本カードに利用停止措置完了時の藤田観光グループ・メンバーズカードポイントや履歴情報等の移行措置を受けることができます。

第 8 条 (個人情報の利用)

1. 会員は、イオンフィナンシャルについてはイオンフィナンシャルのホームページに、藤田観光については藤田観光のホームページに、それぞれ明示された利用目的の達成に必要な範囲内で、2社が自らの個人情報を取扱うことを同意します。
2. 前項の利用目的に加え、2社は、次の内容で会員の個人情報を共同して利用します。

ア) 共同して利用する情報の項目

本カードの申込書記載の内容、その変更内容、およびカード再発行・利用停止・利用終了等の事実、その他以下の目的のために必要な情報。

イ) 共同して利用する者

2社

ウ) 共同利用者の利用目的

(a) 本カードの発行・交付、および会員の管理を行うため。

(b) 2社がその商品・サービスの開発・研究やご案内・アンケート等を行うため。

エ) 共同利用について責任を有する者

2社

第 9 条 (WAON POINT への登録情報移行)

会員は、WAON 個人情報を WAON POINT 加盟店でご利用いただける WAONPOINT サービス (イオンマーケティング株式会社が運営) の会員情報登録へ自動移行することに同意します。また、会員は「WAON POINT サービス規約」と「WAON POINT に関する個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意します。

「WAON POINT サービス規約」は、次のホームページ

(<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>)、「WAON POINT に関する個人情報の取扱いに関する同意条項」は、次のホームページ(<https://www.smartwaon.com/pc/#/personal/info/terms>) で公表しております。

第 10 条 (その他承認事項)

2社は、必要に応じて、本カードのサービス・特典、その他の規定の変更、改廃等を行うことができるものとします。この場合、WAON 利用約款第 19 条に従い、各種媒体を通じて速やかに会員に告知します。

附則

本ポイント約款は、2007 年 4 月 10 日から適用します。

2023年6月1日改定

2025年2月28日改定

<WAON 発行元・WAON カード発行元>

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア 11階

<藤田観光グループ・メンバーズカード発行元>

藤田観光株式会社

〒112-8664 東京都文京区関口2-10-8